

宇城市景観計画 景観形成ガイドライン



— 目 次 —

美しいまちづくりに向けて・・・・・・・・・・	1
景観形成に関する方針・・・・・・・・・・	2
景観形成のための行為の制限・・・・・・・・	5
景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	24
届出と手続きの流れ・・・・・・・・・・	25

熊本県 宇城市

平成25年8月

令和5年1月

改訂

宇城市は、平成25年5月に景観法に基づく景観行政団体となり、良好な景観形成に向けた取り組みを進めています。

今、私たちが美しいと感じる景色や心安らぐまちの姿は、私たちだけで築いてきたものではなく、長い年月をかけて形づくられたものです。宇城市景観計画では、これらを次の世代へ引継ぎ、そして自らが誇れるまちの実現に向け、市民一人ひとりが景観に対して共通の認識をもち、将来を見据えた取り組みの方針を定めます。

市民・事業者・行政の役割

景観は、人と自然の営みのなかで形づくられてきたものであり、良好な景観づくりを進めるためには、市民、事業者、行政の連携や行政間の横断的な取り組みが必要です。

こうした総合的、計画的な景観づくりを進めるため、相互に各々の役割を理解し、良好な景観づくりを展開していくこととします。

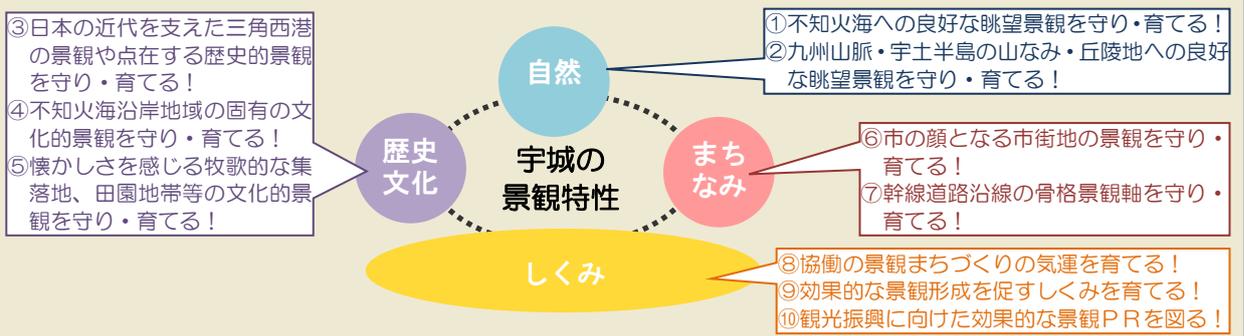


景観形成の基本的な考え方

1. 景観形成の基本目標

不知火海沿岸の豊かな自然と 独自の文化を土台とした
みんなが誇れる うきうき宇城景観づくり！

2. 景観形成の基本方針



景観形成に関する方針

景観計画の区域

宇城市では、穏やかに広がる不知火海や干拓地、緑あふれる山地や河川などの多様な自然景観、松橋、小川、三角など人の活動によって形づくられた市街地景観、三角西港や松合の歴史的まちなみをはじめとする歴史的・文化的景観などの宇城らしさを醸し出している多様な景観が全市域にわたって展開されています。

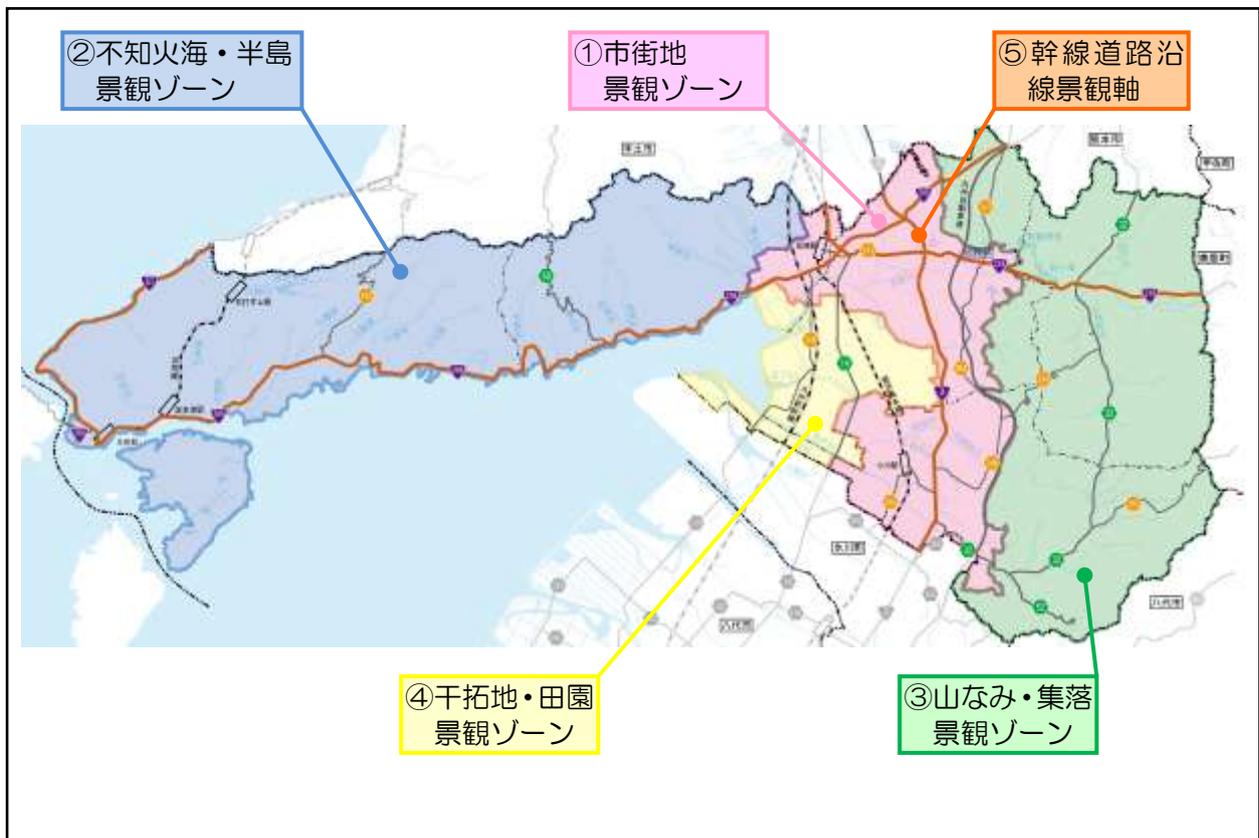
これらの多彩な景観の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、全市域を景観法第8条第2項第1号に定める景観計画の区域とします。

景観特性に基づくゾーン区分

市内の景観は、山なみや水辺・田園風景のような自然景観、三角西港や松合のまちなみなどの歴史・文化的景観、松橋駅周辺をはじめとした都市景観など多様であり、その特性もそれぞれに異なります。

そのため、市全域を5つのゾーンに分類して、それぞれの景観特性や課題に応じて良好な景観形成に向けての方針や方策を策定します。

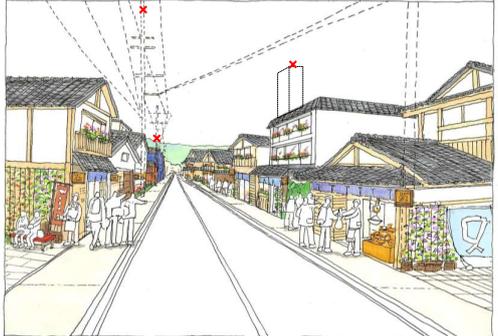
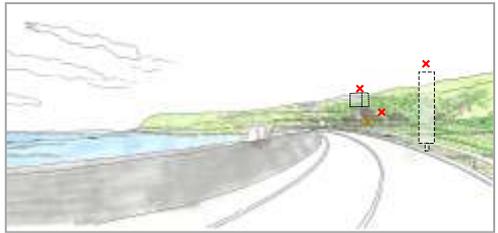
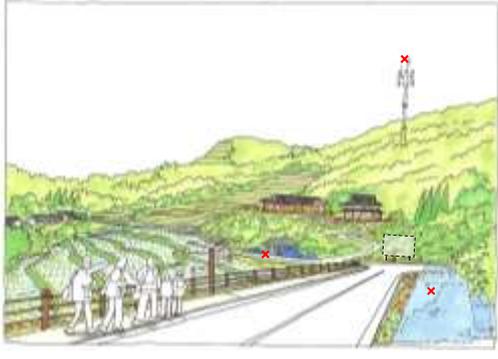
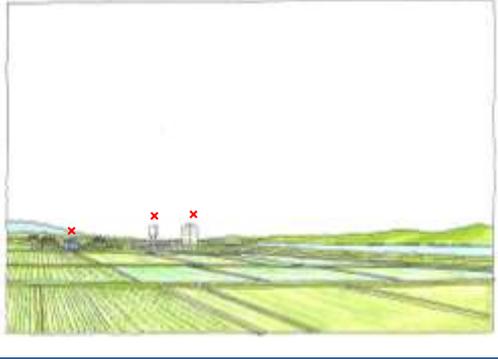
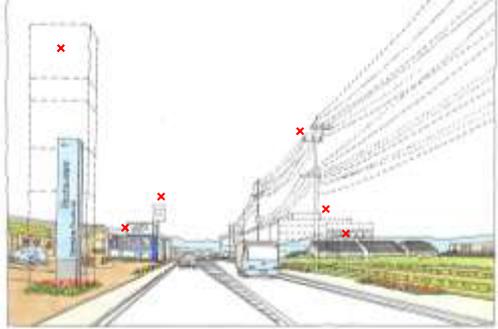
■景観特性に基づくゾーン区分



■ゾーン別の特性

ゾーン名	特 性	
①市街地 景観ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> • 都市計画区域内における住宅中心の市街地と、その周辺を囲む美しく広大な田園地帯から成る地域です。 • 松橋駅周辺市街地や小川町商店街等の中心となる市街地には、商業施設や中層のマンション等も見られ、都市的な景観を呈しています。
②不知火海・ 半島景観 ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> • 宇土半島及び戸馳島の、美しい海岸・海浜、その背景に広がる半島の山地・丘陵地、及び間を走る道路沿いを中心に市街地・集落地が点在する地域です。 • また、このゾーンに点在する自然海浜やみすみフラワーアイランド、三角西港や松合の歴史的まちなみ等は、レクリエーション拠点、観光拠点として、市内外に親しまれています。
③山なみ・ 集落景観 ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> • 九州山脈の裾野に広がる山なみ、及び不知火海沿岸の平野との間を南北に走る丘陵地を背景に集落地が点在する地域です。 • また、山間部には石垣積みの棚田や石橋など、宇城の生活文化が長い時間をかけて醸成してきた景観がみられます。
④干拓地・ 田園景観 ゾーン		<ul style="list-style-type: none"> • 不知火海沿岸の干拓によりできた、美しく広大な田園地帯と、その合間に点在する集落地からなる地域です。 • この地域を南北に貫くかたちで、九州新幹線や主要地方道八代鏡宇土線（県道14号）等の主要動線も通っているため、これらの沿線には大規模な広告物や、派手な色彩の建物等も一部見られ、良好な田園景観が損なわれている箇所もあります。
⑤幹線道路 沿線景観軸		<ul style="list-style-type: none"> • 宇城市の主要動線となる国道3号、旧国道3号、国道266号、国道218号、及び国道57号の沿線地域です。 • 自動車交通量が多く、市内では比較的に商業的な需要が見込まれる地域であることから、郊外ロードサイド型の派手な色彩の店舗や、大規模な広告物等、周辺のまちなみや自然と不調和な建築物等が比較的に多く見られます。

■ゾーン別景観形成のイメージ（景観計画 P18～22 参照）

方針	イメージ図
<p>①市街地景観ゾーン</p> <p style="text-align: center;">松橋や小川の市街地における、市の顔にふさわしい品格のあるまちなみ景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の中心地に相応しい品格と落ち着きのあるまちなみ景観への誘導、道路等の公共施設の景観整備 落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した色彩・形態の建築物等への誘導 草花による店先、沿道の緑化推進 電線・電柱は、裏電柱化や地中化等により、まちなみや景観に配慮する。 広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、まちなみ景観と調和した統一感のあるものとする。 低層のまちなみとの調和に配慮した建物形態の工夫。 オープンスペースの確保や建物低層部の連続感のあるまちなみづくり等による、歩いて楽しい歩行者空間の形成。 周辺のまちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導。 敷地周りの緑化の推進。 	
<p>②不知火海・半島景観ゾーン</p> <p style="text-align: center;">不知火海沿岸・宇土半島の美しい自然景観、及びこれと調和したまちなみ景観の保全・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然海浜、山地等の良好な自然地やみかん畑・田園などの良好な半島景観の保全 落ち着いた色彩等、周辺の半島景観と調和した色彩・形態の建築物等への誘導 草花による庭先、沿道の緑化推進 良好な海浜の保全に努める。 敷地周りの緑化の推進。 擁壁等の緑化等による修景。 水辺景観と不調和な建築物等の配置・高さ等の規制・誘導。 水辺景観と不調和な大きさ・色彩の広告物の規制・誘導。 水辺景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導。 	
<p>③山なみ・集落景観ゾーン</p> <p style="text-align: center;">九州山脈の山なみや丘陵地の美しい自然景観、及びこれと調和した棚田・集落地の文化的景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 山林等の自然地や棚田などの良好な山地景観の保全 落ち着いた色彩等、周辺の山地景観と調和した色彩・形態の建築物等への誘導 草花による庭先、沿道の緑化推進 良好な自然地・農地景観の保全。 土石類の採取や木竹の伐採の際は、植樹等により、周辺景観との調和を図る。 傾斜屋根等の周辺景観と調和した形態の誘導。 周辺景観と不調和な電波塔などの工作物の規模・位置・高さ等の規制・誘導。 周辺の自然・まちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導。 幹線道路の沿道緑化の推進。 周辺景観と不調和な大規模、又は派手な色彩の独立看板等の規制・誘導。 物品の堆積は、可能な限り道路境界から後退するとともに、塀や植栽での修景により、周辺景観との調和を図る。 	
<p>④干拓地・田園景観ゾーン</p> <p style="text-align: center;">干拓地の開放感のある美しい田園景観、及びこれと調和した集落地景観の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 干拓地の開放感のある広大な農地景観の保全 落ち着いた色彩等、周辺の田園景観と調和した色彩・形態の建築物等への誘導 草花による庭先、沿道の緑化推進 周辺の自然・まちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導。 広告物は必要最小限の数・大きさにするとともに、周辺景観と調和した統一感のあるものとする。 周辺景観から突出した高さの建築物の規制・誘導。 敷地周りの緑化の推進。 広がりのある良好な農地景観の保全。 	
<p>⑤幹線道路沿線景観ゾーン</p> <p style="text-align: center;">幹線道路沿線における、景観軸にふさわしい見られることを意識した車窓景観づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の玄関口、骨格軸にふさわしい品格のある車窓景観づくり 落ち着いた色彩等、周辺のまちなみや田園景観、及び背景の山なみと調和した色彩・形態の建築物等への誘導 草花による店先、沿道の緑化推進 周辺のまちなみ景観と不調和な派手な色彩の建築物の規制・誘導。 広告物は集約化し、必要最小限の数・大きさにするとともに、まちなみ景観と調和した統一感のあるものとする。 電線・電柱は、裏電柱化や地中化等により、まちなみ景観に配慮する。 周辺景観から突出した高さの建築物の規制・誘導。 敷地周りの緑化の推進。 公共空間の緑化推進。 広がりのある田園景観への眺望の保全 	

景観形成のための行為の制限

景観形成のしくみ

本市の良好な景観を保全し良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく景観計画区域において行為の制限を定めます。

宇城市では、市全域を対象に行う景観誘導と特定の地区について行う景観誘導との二つを組み合わせ、景観形成を図ることとします。これらの区域内で対象となる行為を行う場合はあらかじめ届出が必要となります。

■景観形成のしくみ

対象	名称	届出対象	勧告 変更命令
市全域	①大規模な行為等届出地区	一定規模以上の建築物等	勧告・変更命令
特定の 地区	②特定施設届出地区	主な道路沿道で別途定める特定の施設	勧告・変更命令
	③景観形成地域	特定の地区内にある建築物、工作物	勧告・変更命令

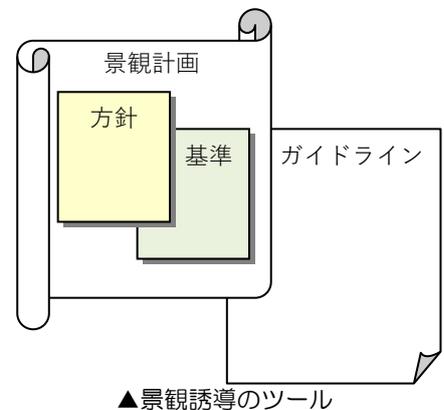
※既存建築物や小規模な建築などの本計画の届出対象とならない行為についても、できる限り当該計画の方針および別に定めるガイドラインに即したものとなるように努めることとします。

◇勧告

- ・届出行為が、景観計画の制限に適合しないと認めるとき、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告できる。(景観法第16条第3項)

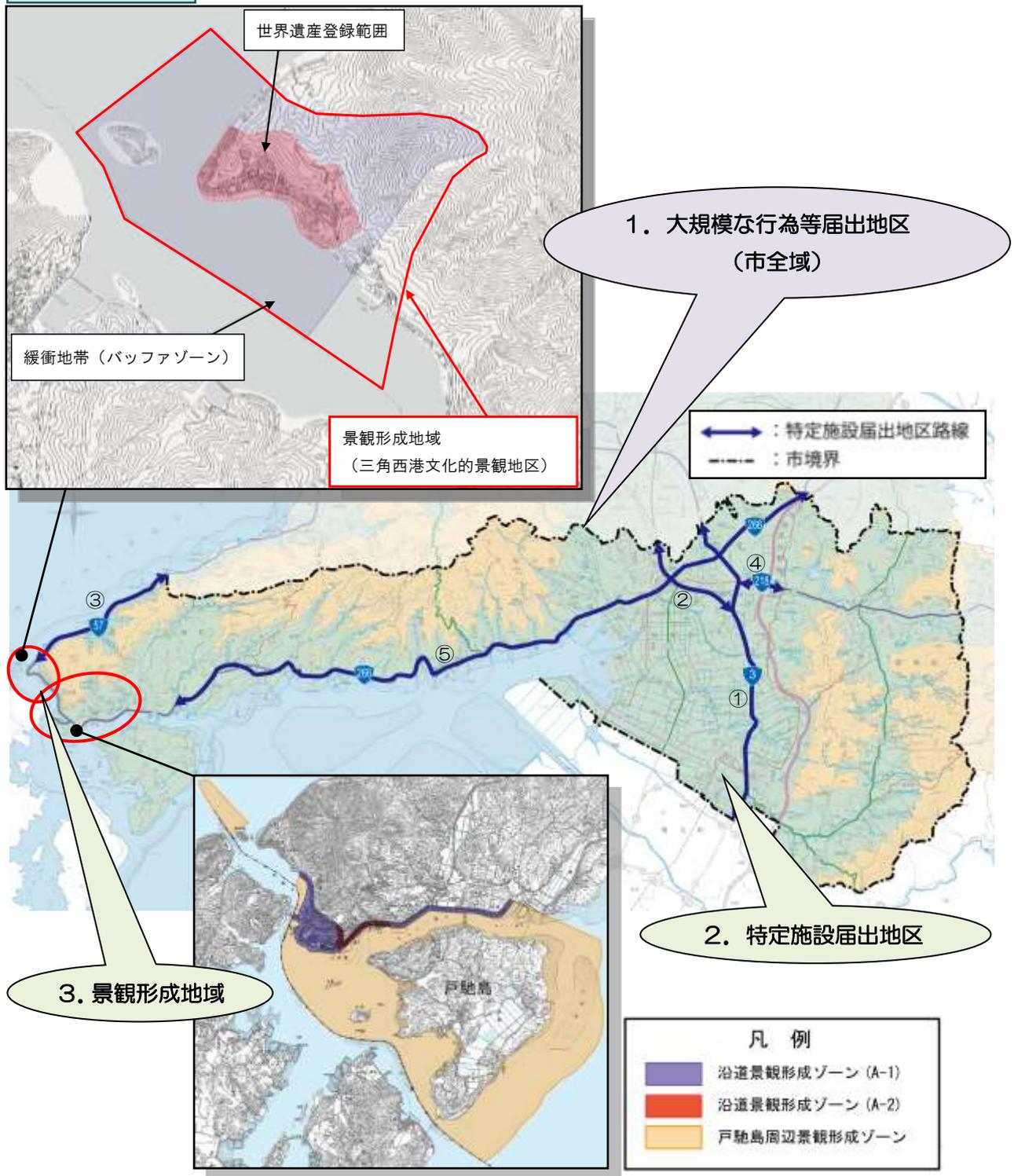
◇変更命令について

- ・特定届出対象行為（建築物、工作物で届出を要する行為のうち景観行政団体の条例で定めるもの）について、形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者等に対して、必要な限度において、当該行為に関し設計の変更等を命じることができる。(景観法第17条第1項)



※複数の地区に該当する場合は、最も厳しい基準を適用する。

届出地区位置図



■宇城市内の特定施設届出地区

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
①	国道3号	宇城市と宇土市との境界	宇城市と氷川町との境界	路端から 両側 20m以内
②	旧国道3号 (県道八代鏡宇土線)	宇城市と宇土市との境界	国道3号との交点	路端から 両側 20m以内
③	国道57号	宇城市と宇土市との境界	三角西港文化的景観地区との交点	路端から 両側 20m以内
④	国道218号	国道3号との交点	県道松橋インター線との交点	路端から 両側 20m以内
⑤	国道266号	宇城市と熊本市との境界	三角臨海景観形成地域との交点	路端から 両側 20m以内

届出地区の範囲と目的

1. 大規模な行為等届出地区（市全域）

大規模な建築行為や開発等はその大きさから周囲の景観に与える影響が大きく、良好な眺望や自然豊かな景観、のどかな田園風景、落ち着いた住宅地、良好な沿道景観などが失われるおそれがあります。

良好な景観や居住環境を保全、創出するため、市全域を対象範囲として地域の景観に与える影響の大きな建築行為や開発行為等に限って届出制度を設け、良好な景観形成を図ります。

2. 特定施設届出地区

良好な景観や居住環境を保全、創出するため、幹線道路沿線を対象範囲として地域の景観に与える影響の大きい派手な色彩や形になりやすい特定の建築物等について届出制度を設け、良好な景観形成を図ります。

対象範囲

良好な沿道景観を保全するため、市外からの進入路や市内を巡る際の幹線道路を対象範囲とします。具体的な範囲は前ページの図に指定する路線の道路境界線から 20mの範囲を含む一団の土地とします。

3. 景観形成地域

景観形成地域は、宇城市の中でも景観の特徴が良く表れ、また市民と共に特に守り育てていくべき地域を指定します。景観形成地域では、地域の特性に応じた届出対象行為ときめ細かな景観形成基準を定め、特色ある景観を活かし、魅力を伸ばしていきます。

A. 三角西港文化的景観地区

(1) 基本方針

以下の価値を継承することを基本方針とします。

- ①三角の瀬戸に位置する明治の近代港湾築港による流通・往来の価値。
- ②築港と同時に形成された近代都市が現在も継承されている居住の価値。

(2) 景観形成の方針

- ①日本で唯一残る明治期の港湾機能を継承するまちなみの形成
 - 石積みの埠頭、排水路を中心とした明治期の港湾機能の保全
- ②港湾地区周辺の景観の形成
 - 後背地及び港湾の地形的要素の保全
- ③築港と同時に形成された近代都市を継承するまちなみの形成
 - 築港時の景観をできるだけ維持する
 - 落ち着いたある住宅地景観の形成



B. 三角臨海景観形成地域

本地区は、不知火海から天草地域に向かう主要動線である国道 266 号沿線、戸馳島及び有明海沿岸を走る国道 57 号沿線の、本市を代表する風光明媚な海浜景観を呈する地区です。

人々の生活は豊かな海に向かって開けており、情緒豊かな農漁村や漁港景観が散在し、魅力的な景観を形成している一方、海水浴場やマリナー等のリゾート景観も形成されています。

そのため、これらの景観に影響を与える行為について届出制度を設け、本市の宝とも言えるこの美しい海浜景観の保全を図ります。

■景観形成の方針

ゾーニング	地区区分	景観形成の基本方針
戸馳島周辺景観形成ゾーン		<p>このゾーンは、戸馳島を中心とし、多くの島や入江等の変化に富んだ海岸線を有する農漁村・漁港集落が点在する地域であり、これらの海岸線を生かした海水浴場や各種観光レクリエーション施設も立地しているゾーンである。</p> <p>このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落における住宅については、基調となる建築様式や材料に配慮したものとし、統一感のある集落景観づくりに努める。 ・ホテル、ペンション等の観光施設等については、周囲の自然や地域景観との調和を図るとともに、十分なゆとりの空間を確保し、海岸線や緑地の保全・創造を図り、自然が豊かでゆとりある施設景観づくりに努めるものとする。 ・別荘分譲等に伴う開発に当たっては、できる限りゆとりの空間を確保するとともに、海岸線や緑地の保全・創造に努め、法面や擁壁については緑化を図り、自然と調和した景観づくりに努めるものとする。 ・海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置・形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努める。
沿岸景観形成ゾーン	A1	<p>この地区は、主要動線である国道 266 号の沿線のうち、集落、田園、自然景観地域を貫く沿道地域であり、極めて重要な視点場として宇城市の海辺景観を印象付ける地区である。</p> <p>このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落地については、伝統的な建築様式、材料等に十分配慮して、地域の統一感を大事にした景観形成に努めるものとする。 ・沿道サービス施設等については、周囲の集落の基調に配慮した意匠・形態とするとともに、看板等も建物と一体感のあるものとし、地域になじんだ景観形成に努めるものとする。 ・広告・看板等については、海への眺望に配慮し、できる限り山側に設置するとともに、意匠・形態についても十分配慮し、周囲の景観に十分なじんだものとなるよう努めるものとする。 ・海岸構造物については、主要道路や海上からの眺望に配慮し、自然石等の活用や位置・形態を考慮し、周囲となじむような景観形成に努める。 ・道路沿いについては、草花や花木による緑化に努め、潤いのある沿道景観の形成に努めるものとする。
	A2	<p>この地区は、主要動線である国道 266 号の沿線のうち、地域・沿道の商業サービス施設の集積の高い地域であり、地域住民や観光客にとっても顔となる重要な地区である。</p> <p>このため、次のような点に特に配慮して、景観形成を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物は、可能な限り道路から後退した位置とし、ゆとりの空間を確保して緑化に努め、ゆとりと潤いに満ちた景観形成に努めるものとする。 ・建築物の意匠・形態はできる限り落ち着いたものとするとともに、看板等も一体的な意匠・形態とし、落ち着いた市街地、沿道景観形成に努めるものとする。

届出が必要な行為と規模

■宇城市内における届出対象行為の概要（令和4年10月1日改訂）

行為（※1）	届出の必要な規模（※2）等の範囲の概要		
	大規模行為（市全域）	特定施設届出地区 （指定道路の路端から両側 20m）	景観形成地域 （三角西港文化的景観地区、三角臨海景観形成地域）
建築物（※3）の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13mを超えるもの ・建築面積が100㎡を超えるもの、かつ、延床面積が200㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設（※6）で当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの ・当該行為に係る部分の面積が10㎡を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積が10㎡を超える建築物
工作物（※4）の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13m（電気供給又は有線電機通信のための電線路又は空中線の支持物については20m、太陽光発電施設については太陽光パネル又は架台を対象とした上端と下端との目付け高さ13m）を超えるもの（※9） ・高さが2mを超え、かつ、長さが50mを超えるもの（柵、塀） ・工作物の敷地面積が1,000㎡を超えるもの（※8） ※県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く 	特定施設と同一敷地内でこれに附帯する以下の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高さが5mを超えるもの（※7）（記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱等） ・高さが1.5mを超えるもの（柵、塀、太陽光発電施設）（※7）（※9） ・高さが10mを超えるもの（※7）（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物） ・高さが5mを超えるか、又は築造面積が10㎡を超えるもの（※7）（遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等） ・敷地面積が100㎡を超えるもの（太陽光発電施設）（※8） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが5mを超えるもの（※7）（記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱等） ・高さが1.5mを超えるもの（柵、塀、太陽光発電施設）（※7）（※9） ・高さが10mを超えるもの（※7）（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物） ・高さが5mを超えるか、又は築造面積が10㎡を超えるもの（※7）（遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等） ・敷地面積が100㎡を超えるもの（太陽光発電施設）（※8）
広告物の設置又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が1㎡を超えるもの（但し、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日以内のもの等を除く） 		
屋外における自動販売装置の設置			<ul style="list-style-type: none"> ・すべてを対象
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の外観の変更に係る土地の面積（※5）が3,000㎡を超えるもの ・高さが5mを超え、かつ長さが10mを超える法面又は擁壁が生じるもの 		<ul style="list-style-type: none"> ・面積が500㎡を超えるか、又は高さ1.5mを超える法面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更 （土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る土地の面積（※5）が3,000㎡を超えるか、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面又は擁壁が生じるもの 		<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る土地の面積（※5）が500㎡を超えるか、又は高さが1.5mを超える法面又は擁壁が生じるもの
木竹の伐採又は移植	<ul style="list-style-type: none"> ・区域面積（※5）が10,000㎡を超える行為のうち、維持管理のための伐採又は移植以外の行為 		<ul style="list-style-type: none"> ・伐採面積が500㎡を超えるか、又は高さ10mを超える木竹の伐採（但し、林業等を営むため、又は木竹の保育のために通常行う行為等を除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが2mを超え、かつ面積が500㎡を超え、かつ集積等の期間が90日を超えるもの 		<ul style="list-style-type: none"> ・90日を超えて、高さが1.5mを超えるか、又は水平投影面積が100㎡を超えて堆積するもの（但し、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ1.5mを超えて堆積するもの）（外部から見通すことのできない場所における物件の堆積は除く）

※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第16条第7項に規定される行為は適用除外となります。

※2 規模は、増築等にあつては、増築後の規模とします。

※3 建築物とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物とします。（工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。）

※4 工作物とは、宇城市景観条例施行規則に掲げる工作物とします。

※5 水平投影面積とします。

※6 特定施設とは、宇城市景観条例及び景観条例施行規則に掲げるものとします。（パチンコ屋、ゲームセンター、モーテル、ガソリンスタンド、レストラン、物品販売店、レンタルビデオ店、ホテル等）

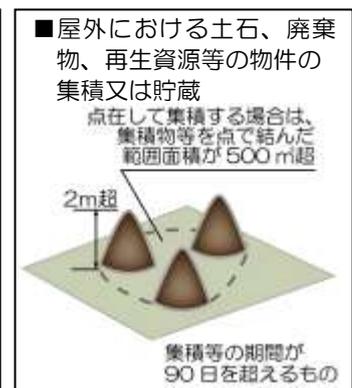
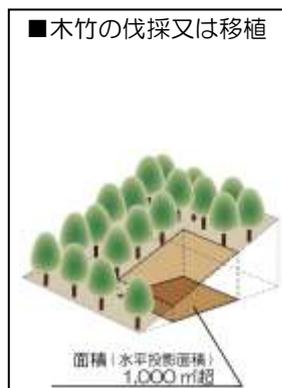
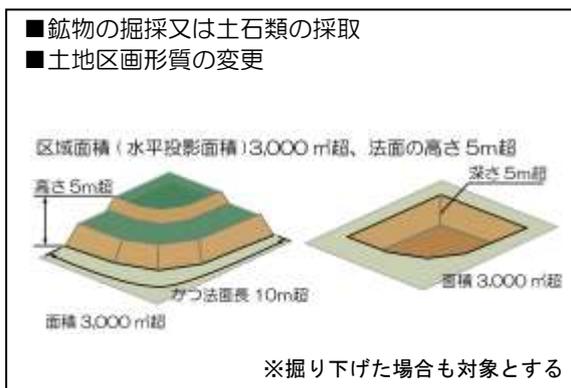
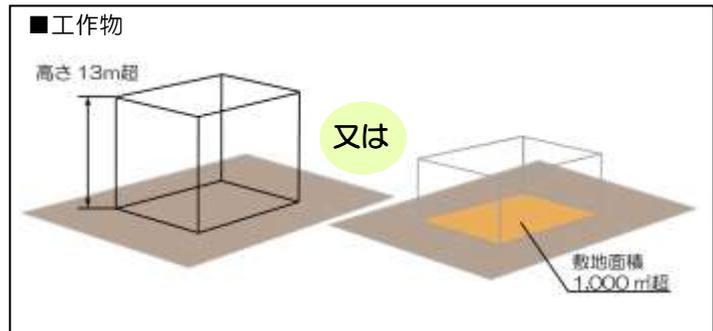
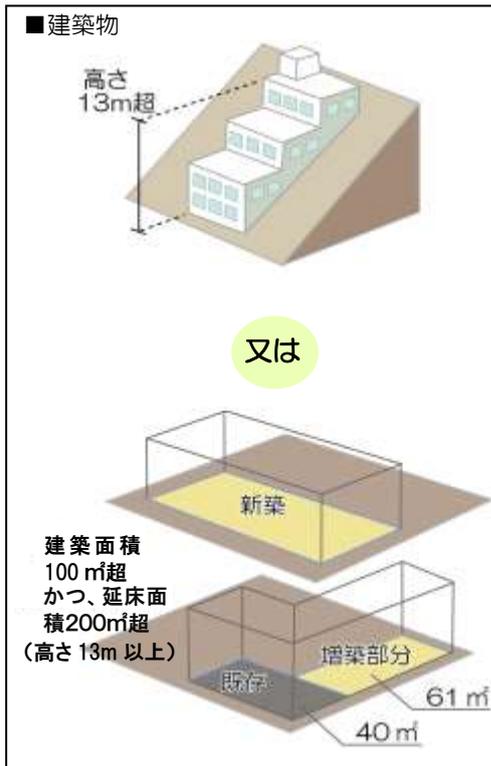
※7 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さとします。工作物において、増築又は改築後の高さ、又は増築面積が各届出対象規模を超えるものを含みます。

※8 当該土地に隣接し、又は近接する区域に既に存する工作物と一体的に管理を行う場合については、当該工作物の敷地の用に供する土地の面積も含みます。

※9 太陽光発電施設とは、宇城市景観条例第2条第7項に定めるものとする。

注：「届出対象行為」に含まれないすべての景観形成に係る行為についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は「景観形成基準」に適合するように配慮するものとします。

市全域：①大規模行為



特定の地区：②特定施設届出地区

■届出が必要な特定施設

用途	例
●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	パチンコ屋、まあじゃん屋、ゲームセンター、モーター等
●危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）	ガソリンスタンド 等
●広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	
●飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店 等
●物品販売業を営むための施設（販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	スーパーマーケット、専門店 等
●物品貸付業を営むための施設（貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）	レンタルビデオ店、貸自動車業等
●旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館 等

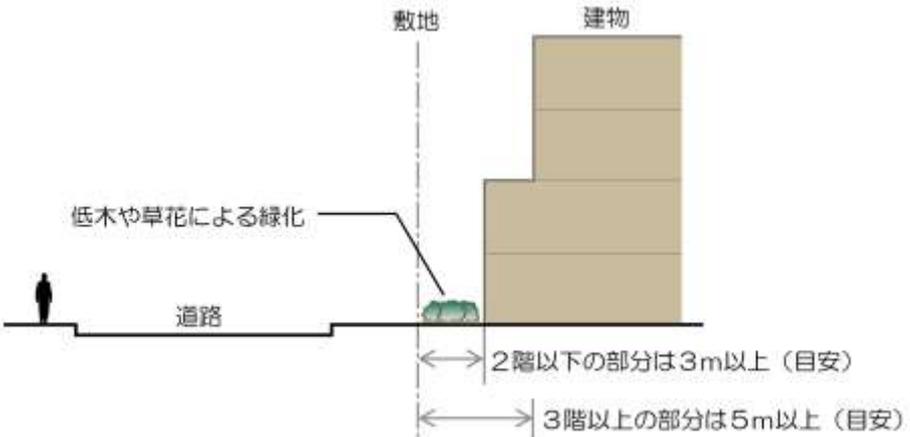
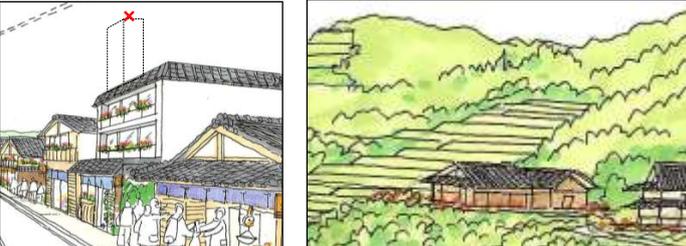
景観形成基準

大規模行為

特定施設届出地区

景観形成地域

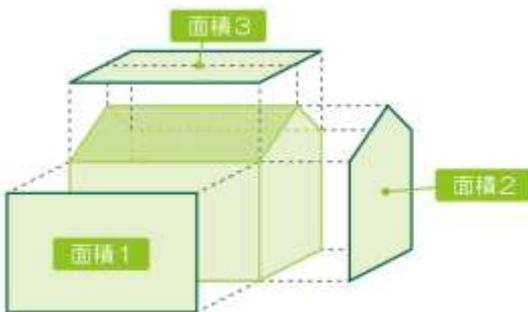
■大規模な行為等に関する景観形成基準（1/4）

行為	事項	基準
<p>建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p>	<p>位置</p>	<p>・道路等の公共用地に接する敷地境界線から物の新築、増築、は、極力後退した位置とすること。</p> 
<p>外観</p>	<p>意匠</p>	<p>・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。</p>  <p>▲低層のまちなみとの調和に配慮した建物形態の工夫</p> <p>▲傾斜屋根等の周辺景観と調和した形態の誘導</p> <p>・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。</p>  <p>←設備の修景の例 低木等により歩行者や運転者から室外機を隠し、品格のあるまちなみを演出しています。</p> <p>・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。</p> 

■大規模な行為等に関する景観形成基準（2/4）

行為	事項	基準																		
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	外観 色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。 ・無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いたある色彩・材料とする。 ・特に屋根面には、できる限り無彩色又は低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ・但し、次に該当するものは、この限りではない。 <p>【ア. 外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色（但し、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。）</p> <p>イ. 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩</p> <p>ウ. 航空法その他の法令に基づき設置するもの</p> <p>エ. 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの* 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの</p> <p>* 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇城らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 ・ 耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。 <p>●外壁等の基調色はマンセル値により以下の色彩を推奨する。さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、各ゾーンの色彩・素材のイメージに合った落ち着いたある色彩・素材とする。→（P22 色彩基準「マンセル値」参照）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">ゾーン（参考）</th> <th colspan="3">色相</th> </tr> <tr> <th>R(赤)・Y R(黄赤)</th> <th>Y(黄)</th> <th>その他の色相</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区内 都市計画</td> <td>①市街地景観ゾーン ⑤幹線道路沿道景観軸 (都市計画区域内)</td> <td>彩度 5以下</td> <td>彩度 4以下</td> <td>彩度 2以下</td> </tr> <tr> <td>区外 都市計画</td> <td>②不知火海・半島景観ゾーン ③山なみ・集落景観ゾーン ④干拓地・田園景観ゾーン ⑤幹線道路沿道景観軸 (都市計画区域外)</td> <td>彩度 3以下</td> <td>彩度 3以下</td> <td>彩度 1以下</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーン（参考）		色相			R(赤)・Y R(黄赤)	Y(黄)	その他の色相	区内 都市計画	①市街地景観ゾーン ⑤幹線道路沿道景観軸 (都市計画区域内)	彩度 5以下	彩度 4以下	彩度 2以下	区外 都市計画	②不知火海・半島景観ゾーン ③山なみ・集落景観ゾーン ④干拓地・田園景観ゾーン ⑤幹線道路沿道景観軸 (都市計画区域外)	彩度 3以下	彩度 3以下	彩度 1以下
ゾーン（参考）		色相																		
		R(赤)・Y R(黄赤)	Y(黄)	その他の色相																
区内 都市計画	①市街地景観ゾーン ⑤幹線道路沿道景観軸 (都市計画区域内)	彩度 5以下	彩度 4以下	彩度 2以下																
区外 都市計画	②不知火海・半島景観ゾーン ③山なみ・集落景観ゾーン ④干拓地・田園景観ゾーン ⑤幹線道路沿道景観軸 (都市計画区域外)	彩度 3以下	彩度 3以下	彩度 1以下																

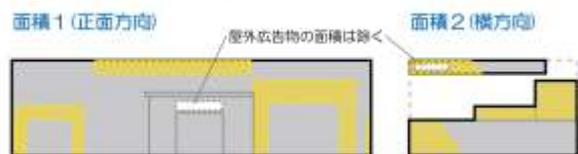
■各壁面の見付面積
各壁面の見付面積とは、下図の面積1・2のこと。屋根面の見付面積とは、下図の面積3のこと。
※1 見えない壁面についても同様に考えるものとします。
※2 ガソリンスタンド等の指定工作物については、各方面から見える部分の見付面積とします。



例) ガソリンスタンド等の塀と店舗に色をつける場合



■各方向からの見付面積



※アクセント色(黄斜線部分)については見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積(灰色部分)の5分の1未満(の範囲)とする。

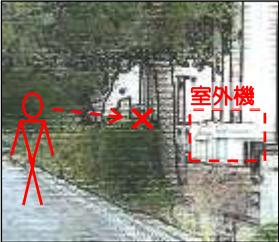
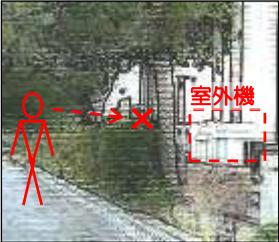
■大規模な行為等に関する景観形成基準（3/4）

行為	事項	基準
<p>建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p>	<p>敷地の緑化</p>	<p>・敷地内は極力緑化に努めること。</p>   <p>▲敷地内の緑化例 店舗敷地内を緑化し、潤いと安らぎを演出します。</p>  <p>▲オープンスペースの緑化例 セットバックした敷地内を緑化することにより、潤いのある居住空間を創り出します。</p>  <p>▲駐車場の緑化例 駐車場に芝生や地被類の（リュウノヒゲ、シャガなど）植栽を施し、良好な景観づくりを行います。</p> <p>・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。</p>  <p>▲既存樹木の保全例 地域の固有資源となっている大木などは、できる限り保全するよう配慮します。</p>  <p>▲在来種の採用例 馴染みのある在来種の植栽を行うことにより、まちなみに統一感がうまれます。</p>
<p>柵及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p>	<p>位置</p> <p>外観</p> <p>意匠</p> <p>色彩</p> <p>材料</p> <p>緑化</p>	<p>・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。</p> <p>・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。</p> <p>・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。</p> <p>・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。</p> <p>・柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。</p>  <p>←柵をセットバックし、道路境界を緑化した例 柵をセットバックさせ、道路との間を木花で緑化することにより、潤いのある美しいまちなみを演出しています。</p>

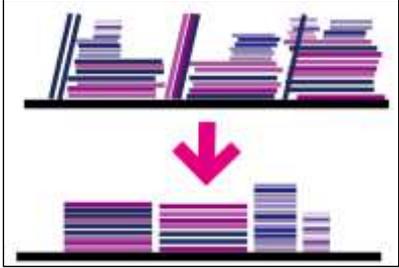
■大規模な行為等に関する景観形成基準（4/4）

行為	事項	基準
<p>地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取</p>	<p>遮へい及び緑化 法面又は擁壁の外観及び緑化</p>	<p>・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。 ・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。</p>
<p>土地の区画形質の変更</p>	<p>土地の形状及び緑化 法面又は擁壁の外観及び緑化</p>	<p>・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。 ・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。</p> <div data-bbox="1118 506 1418 730" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">▲緑化により目立たないように配慮した例</p>
<p>樹木の伐採又は移植</p>		<p>・伐採・移植する範囲は、周辺景観を著しく損ねることのないよう必要最小限とする。 ・伐採される樹林が果たす景観上の役割を考慮し、樹林地の一部を保全又は可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮する。</p> <div data-bbox="547 947 1436 1193" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">▲開発行為に伴う眺望への配慮イメージ</p>
<p>屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵</p>		<p>・道路などの公共の場から望見できる部分については、道路側の敷地境界線からできる限り後退した位置や道路などから直接見えない位置への配置、植栽や塀による遮蔽、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、公共の場からの眺望に配慮する。</p> <div data-bbox="587 1375 1417 1765" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">▲物品集積や貯蔵の配置イメージ</p> <div data-bbox="587 1823 997 2047" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">←稜線への配慮イメージ 山なみや丘陵地の眺望点となる場所からの眺めを遮らないように配置します。</p>

■特定施設届出地区における景観形成基準（1/2）

事項	基準
位置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道から見て連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。  <p>←柵をセットバックし、道路境界を緑化した例 柵をセットバックさせ、道路との間を木花で緑化することにより、潤いのある美しいまちなみを演出しています。</p>  <p>←設備の修景の例 低木等により歩行者や運転者から室外機を隠し、品格のあるまちなみを演出しています。</p>
高さ・形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。  <p>←設備の修景の例 低木等により歩行者や運転者から室外機を隠し、品格のあるまちなみを演出しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努めるものとする。
外観 色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩・材料はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ・無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いた色彩・材料とする。 ・特に屋根面には、できる限り無彩色又は低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ・但し、次に該当するものは、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> 【ア. 外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色（但し、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。） イ. 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ウ. 航空法その他の法令に基づき設置するもの エ. 市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの <ul style="list-style-type: none"> *質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など】 ・宇城らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 ・耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。 <p style="text-align: center;">【⇒「大規模な行為等に関する景観形成基準」に準ずる】</p>

■ 特定施設届出地区における景観形成基準（2/2）

事項	基準
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には高木を主体とした緑化に努めるものとする。更に施設の実状によって中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努めるものとする。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努めるものとする。  <p>▲屋外駐車場の緑化例 敷地周辺や駐車スペースを花や樹木で緑化したり、駐車場内に高木を植えたりすることで潤いのある景観づくりを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等の周りは、修景緑化に努めるものとする。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めるものとする。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努めるものとする。 ・敷地の周囲、柵・塀・擁壁等の前面の緑化に努めるものとする。   <p>▲街なかの開発行為に伴う周辺景観への配慮イメージ</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努めるものとする。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。  <p>▲積み上げ高さを低く抑えた例 高さを平準化し、できる限り高さを抑えるよう配慮します。</p>

■景観形成地域における景観形成基準（1/5）

		三角西港文化的景観地区	戸馳島周辺 景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン		
				A-1	A-2	
大規模行為 特定施設届出地区 景観形成地域	建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）	位置 道路からの位置	(1) 隣接する敷地境界および道路から後退した位置とし、ゆとりある空間の確保につとめるものとする。 	(1) 敷地の許す範囲で、道路からできるだけ後退した位置とし、沿道にゆとりの空間を確保するものとする。 		
			(2) 道路に面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃えるものとする。			
	隣接地からの位置	(1) 三角西港築港時から残る町割りを生かし、隣接相互において空間を確保するとともに、特に沿岸部においては、海への眺望を確保するように努めるものとする。 	(1) 隣接する敷地境界からできるだけ離れた位置とし、隣接相互において空間を確保するとともに、特に沿岸部においては、海への眺望を確保するように努めるものとする。 			
		(1) 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を勘案し、十分にゆとりと釣り合いのとれた配置とする。 (2) 周囲の基調となる景観と調和のとれる配置とする。 ・観光、宿泊施設は、特に自然や地域の背景との調和に配慮したものとするとともに、ゆとりのある施設配置になるように努めるものとする。  			・商業、サービス施設は、沿道景観の統一感の形成に配慮したものとるように努めるものとする。	
外観	高さ・意匠・形態	(1) 建物は2階建てまでとし、高さは10m以下を原則とする。ただし、現存する建物についてはこの限りでない。				
		(2) 周囲の基調となる景観と調和を図り、景観のまとまりを保つとともに、遠景との調和に配慮するように努めるものとする。特に、一般住宅は、周辺集落の建築様式と合わせ、統一感のある集落景観形成に努めるものとする。 ・観光、宿泊施設および商業、サービス施設は、周囲の集落景観と調和した落ち着いた意匠・形態とし、周囲の建築様式と違和感のないものとする。  	・観光、宿泊施設は、自然や地域背景と十分調和したものとるように努めるものとする。	・商業、サービス施設は、周辺集落の建築様式と基調をそろえ、沿道景観の統一感の形成に配慮するものとする。	・商業、サービス施設は、出来るだけ落ち着いた意匠、形態とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するものとする。	
		(3) 屋根は、勾配のあるものを原則とし、できるだけ瓦葺とする。	(3) 屋根は、勾配のある屋根とするように努めるものとする。但し、周囲の状況を勘案し、景観形成上支障のないものについては、この限りでない。			
		(4) 空調及び給排水等の設備は建築物の中に取り込むか、又は覆いをする等、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。				
		(5) 屋外階段は、建築物と一体感を保つデザインとするなど、周囲の景観との調和に配慮するものとする。やむをえない場合は、ルーバー等で覆い、目立たない位置に設けるように努めるものとする。				

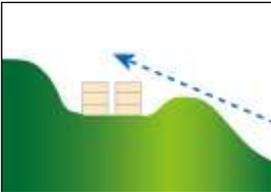
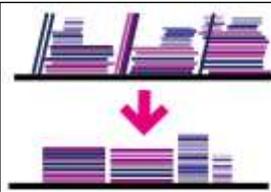
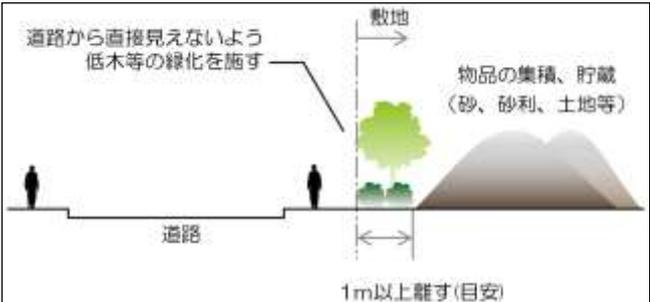
■景観形成地域における景観形成基準（2/5）

		三角西港文化的景観地区	戸馳島周辺 景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン					
				A-1	A-2				
建築物等 （遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）	規模	(1) 周囲の建築物等の均衡を図り、敷地内の空間確保に努めるものとする。	(1) 基調となる景観との調和が図られるよう、建ぺい率をできるだけ低く抑え、敷地内の空間確保を図るものとする。	・観光、宿泊施設の建ぺい率は、40%を超えないものとする。	・商業、サービス施設の建ぺい率は、60%を超えないものとする。				
		(1) 材料は、耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。特に、一般住宅は、できるだけ周辺集落の建物で使われている素材とし、沿道景観の統一感の形成に配慮するように努めるものとする。	・観光、宿泊施設は、周辺集落と調和するよう配慮し、沿道景観の統一感の形成に努めるものとする。	・商業、サービス施設は、周辺集落と調和するよう配慮し、沿道景観の統一感の形成に努めるものとする。	・商業、サービス施設の建ぺい率は、80%を超えないものとする。				
	(2) 外壁及び屋根の色彩は、金属素材やけげばしい色を用いず、ベージュ、アイボリー系等の淡色とし、三角西港文化的景観地区と調和した落ち着いたものとする。 また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。	(2) 外壁及び屋根の色彩は、周辺の集落、まちなみ等の建築物や周辺と調和した落ち着いたものを用いるものとする。また、同一敷地内における建築物は、色調を統一するとともに、多色の使用は避けるものとする。							
	・観光、宿泊施設の屋根、外壁の色彩は、自然や地域の背景との調和に配慮するものとする。 ・一団の別荘については、色彩の統一性に配慮するものとする。 ・一般住宅の外壁、屋根の色彩はできるだけ明度、彩度とも低いものを用いるものとする。			(三角西港文化的景観地区に同じ)					
	色彩・材料								
		  							
		(3) マンセル値により以下の色彩とする。 さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いたある色彩・材料とする。	(3) 無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いたある色彩・材料とする。						
		<table border="1"> <tr> <td>R(赤)～Y(黄)</td> <td>その他の色相</td> </tr> <tr> <td>彩度3以下</td> <td>彩度1以下</td> </tr> </table>	R(赤)～Y(黄)	その他の色相	彩度3以下	彩度1以下			
R(赤)～Y(黄)	その他の色相								
彩度3以下	彩度1以下								
		(4) 上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色又は低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。							
									

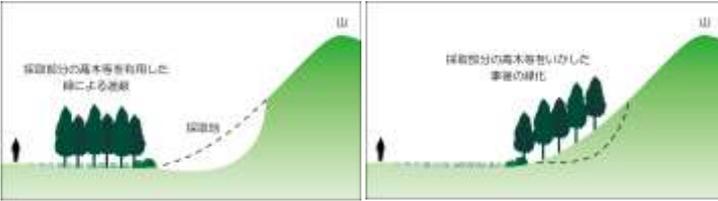
■景観形成地域における景観形成基準（3/5）

		三角西港文化的景観地区	戸馳島周辺 景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン			
				A-1	A-2		
大規模行為 特定施設届出地区 景観形成地域	建築物等（遊戯施設、プラント施設、立体的収納施設、汚物・ゴミ処理施設、石油・ガス・液化石油ガス貯蔵処理施設を含む。）	外観	<p>(5) 但し、次に該当するものは、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色（但し、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。） ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ・航空法その他の法令に基づき設置するもの ・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの <ul style="list-style-type: none"> *質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など 				
			<p>(6) 三角らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</p>	<p>(6) 宇城らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。</p>			
			<p>(7) 耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。</p>				
		広告物に関する事項	<p>(1) 附帯する広告物は自家用広告物に限る。1事業所等につき10㎡以内とし、1表示面積は5㎡以下とする。</p>				
	<p>(2) 屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。</p>						
	<p>(3) 壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。</p>						
	<p>(4) のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。</p>						
			<p>(1) 敷地内の木竹は、できる限り保全に努めるとともに、敷地の周囲には周辺の景観との調和を図るため、緑化を施すように努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光、宿泊施設にあつては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ※建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるように緑化するものとする。 ※敷地が道路や隣接地と接する部分には、樹木、草花等により修景、緑化を行うものとする。 ※敷地内の擁壁や法面等の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木などによる緑化を行うものとする。 				
			<p>・商業、サービス施設にあつては、次の点に配慮し、緑化するように努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※建築物と調和し、周辺の景観との一体性ができるような緑化をするものとする。 ※敷地内の擁壁や法面の構造物は、低木、ツタ等により修景、緑化を行うものとする。 ※大規模な駐車場は、樹木等による緑化を図るものとする。 <p>・一般住宅及び商業施設の敷地と道路との接する部分には、樹木、草花などによる修景・緑化に努めるものとする。</p>			<p>(三角西港文化的景観地区に同じ)</p>	
							
		<p>(2) 樹種の選定にあたっては、自然植生を考慮するものとする。</p>					

■景観形成地域における景観形成基準（4/5）

		三角西港文化的景観地区	戸馳島周辺 景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン	
				A-1	A-2
独立 工作物	〈柵、塀、擁壁〉	(1) 高さはできるだけ低くし、規模、意匠、形態、色彩などは、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。			
		(2) 道路側に設ける柵、塀、擁壁は、できるだけ道路から後退させ、修景、緑化に努めるものとする。			
		(3) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等の起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。 (特に、A-2ゾーンの集落内にある場合は、自然素材を主とし、色彩は周辺集落の景観基調に配慮するように努めるものとする。)			
		(4) 海岸部に設ける擁壁はできるだけ自然素材を活用し、海岸線との調和に配慮する。			
	〈記念塔、電波塔、物見塔〉 〈煙突〉〈高架水槽〉 〈鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱〉	(1) 位置は、道路からできるだけ後退させるものとし、海岸線には設置しないように努めるものとする。			
		(2) 規模、意匠、形態、色彩等は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。			
		(3) 敷地の周辺の緑化に努めるものとする。			
	〈電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物〉	(1) 電線路の位置は、周辺の景観に配慮したものとする。			
		(2) 電線数はできるだけ限りまとめて、少なくなるように努めるものとする。			
		(3) 電柱広告は、できるだけ行わないように努めるとともに、色彩は、周辺の景観との調和に配慮するように努めるものとする。			
(4) 電線の道路横断は、できるだけ少なくするように努めるとともに、直角横断になるように努めるものとする。					
(5) 景観上重要な場所に設けるものについては、規模、意匠、形態、色彩等、周辺の景観との調和に配慮するものとする。					
木竹の伐採及び事後の緑化に関する事項	(1) 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限となるように努めるものとする。				
	(2) 木竹の伐採は、できるだけ伐採地域の周辺の樹木を残すように努めるものとする。				
	(3) 樹姿が優れ修景に生かせる樹木は、できるだけ残すように努めるものとする。				
	(4) 伐採を行った場合は、事後の土地利用に応じ、周辺の植生を勘案して緑化に努めるものとする。				
屋外における物品の集積又は貯蔵の方法及び遮へいに関する事項	(1) 物品の集積又は貯蔵の位置、形態は、できるだけ目立たないように努めるものとする。				
	 <p>←稜線への配慮 イメージ 山なみや丘陵地の眺望点となる場所からの眺めを遮らないように配置します。</p>	 <p>←積み上げ高さを低く抑えた例 高さを平準化し、できる限り高さを抑えるよう配慮します。</p>			
(2) 敷地の周辺には、常緑の高木、中木による緑化等、遮へいのための措置を施すように努めるものとする。		 <p>物品集積や貯蔵の配置イメージ⇒</p>			

■景観形成地域における景観形成基準（5/5）

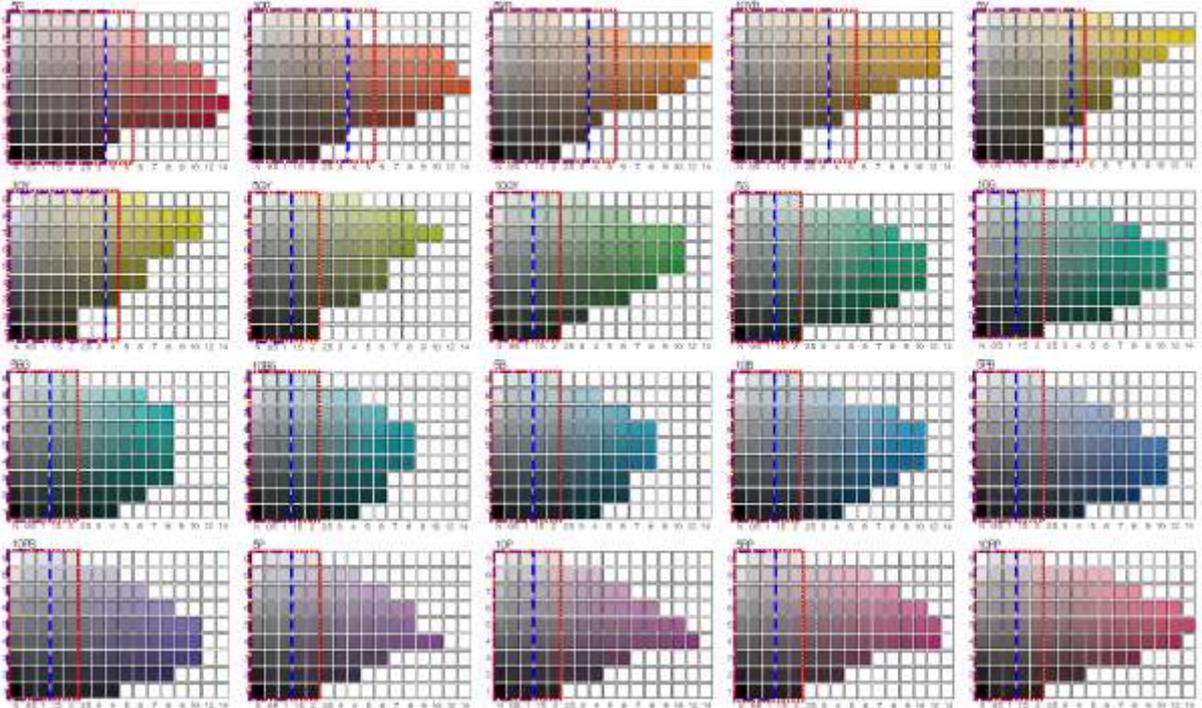
	三角西港文化的景観地区	戸馳島周辺 景観形成ゾーン	沿道景観形成ゾーン		
			A-1	A-2	
鉱物の掘採及び土石等の採取の際の遮へい及び事後の緑化に関する事項	(1) 掘採は、周辺からできるだけ見えないような方法を取り、周辺の景観との調和に配慮するものとする。 (2) 掘採中は、敷地の周囲を高木等により遮へい、修景に努めるものとする。 (3) 掘採終了後は、敷地の緑化復元に努めるものとする。 開発行為に伴う眺望への配慮イメージ⇒				
					
土地の区画形質の変更後の土地の形状及び緑化に関する事項	(1) 土地の区画形質の変更は、既存の土地形状を生かしたものとし、周辺の景観となじむように配慮するものとする。				
	(2) 既存の地形形状を生かした造成を行い、法面、擁壁の発生をできるだけ抑えるように努めるものとする。また、発生した法面に対しては、緑化を図るとともに、やむをえず擁壁を設ける場合は、前面に植栽を施すことにより周辺の景観となじむように配慮するものとする。				
	(3) 海岸沿いの土地の区画形質の変更は、極力自然の海岸線を生かすように努めるとともに、護岸等の海岸構造物の材料は、自然素材を主とし、周辺の景観と調和するように配慮するものとする。				
	(4) 土地の区画形質の変更が連担して見えないように、敷地周辺に緩衝緑地帯を極力確保するように努めるものとする。				
		・宅地開発等にあたっては、道路側5m以上の緑地を設けるように努めるものとする。			
	(5) 敷地は、自然植生や周辺の樹木と調和した樹種により緑化を図るものとする。				
	(6) 区画形質変更の対象区域の25%以上を緑地として確保するように努めるものとする。但し、周辺の状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りではない。				
	(7) 宅地開発等を自的とした区画形質の変更は、平均区画割面積をできるだけ大きくするように努めるものとする。				
屋外における自動販売装置の設置方法に関する事項	(1) 自動販売装置の位置は、道路からできる限り後退させるとともに、建物と一体に管理できる状態になるように努めるものとする。				
	(2) 海岸沿いにおいては、海側の道路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。				
広告物に関する事項	(1) 位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。				
	(2) 海岸沿いにおいては、海側の道路には設置せず、海への眺望に配慮するものとする。				
	(3) 附帯する広告物は自家用広告物に限る。1事業所等につき10㎡以内とし、1表示面積は5㎡以下とする。				
	(4) 設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するように努めるものとする。				
	(5) 材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離など起こりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。				
	(6) 色彩は、周辺の景観との調和に配慮するものとする。				
	・周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。		・周辺の景観との調和が図れるものとし、多色の使用を避けるように努めるものとする。		

色彩基準（マンセル値）

宇城市景観計画では、建築物や工作物の建設、または、これらの外観の変更を行う際の色彩基準を示しました。この図は、その参考図として示すもので、**各色相の色彩範囲枠内が各エリアの推奨範囲です。**

なお、ここに表現されている色は印刷によるものであり、正確なマンセル値でないため、実際の色は色票により確認して下さい。

(: 都市計画区域内 : 都市計画区域外)



■マンセル表色系とは

この計画では JIS 標準色票として採用されているマンセル表色系を基礎としたカラーシステムによって色彩を表しています。マンセル表色系とは、色彩を3つの属性(色相、明度、彩度)に基づいて表現するものです。



色相：基本は赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)と、中間の5色、黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の合計10色で表し、その度合いを表す数字を組み合わせで用います。

▲マンセル表色系のイメージ

明度：色の「明るさ」の度合いを表し、明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度：色の「鮮やかさ」の度合いを表し、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。

マンセル値の読み方

5 Y R 6 / 8
 色相 明度 彩度
 (5ワイアール 6 の 8と読む)

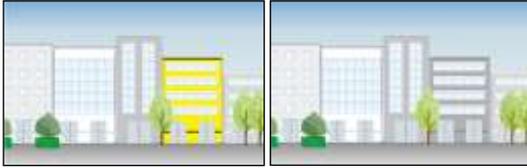
■使用できる外壁基調色の色彩範囲（大規模行為・特定施設届出地区・景観形成地域 共通）

色相	明度	彩度	
		都市計画区域内	都市計画区域外
R・YR系	全域	5以下	3以下
Y系	全域	4以下	3以下
GY・G・BG・B・PB・R・RP系	全域	2以下	1以下

■市街地での建物と周辺の色彩対比イメージ

好ましくない例

好ましい例

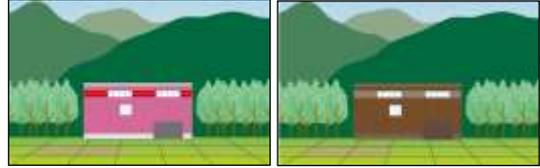


低彩度の建物が集積している宇城市の市街地では、高彩度の色彩にするとまちなみから浮いて見えます。このため、低彩度の色彩にすると、周辺のまちなみと調和して見えるようになります。

■自然地での建物と周辺の色彩対比イメージ

好ましくない例

好ましい例



山なみなどの自然の色彩は、彩度、明度ともに低く、緑地内や背景が緑地の場合、建物を高彩度・高明度の色彩にすると周辺から浮いて見えます。このため、建物を低彩度・低明度の色彩にすると、周辺の自然と調和して見えるようになります。



▲市内住宅地の屋根例

宇城市の屋根には、無彩色や低明度・低彩度色が一般的に多く用いられています。屋根面にはできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとします。



▲経年変化で程よい風合いを醸し出す自然素材を用いた例

自然素材を用いたレンガ造りの建物は、長い年月を経た風格を感じさせます。

色彩シミュレーション 住宅外壁（都市計画区域外の場合）

推奨値内

彩度を高くした場合

色相を青に変えた場合



2.5R9/3（推奨値内）



2.5R9/8（推奨値外）



5B9/4（推奨値外）

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建築物など、市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。



指定のイメージ
(松合のまちなみ)

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 建築等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、又は文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること、又は、修復が可能なこと

※：但し、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている建造物、県の指定文化財として指定されている建造物、又は仮指定された建造物については、適用しません。

2. 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。



指定のイメージ
(若宮神社)

【景観重要樹木の指定基準】

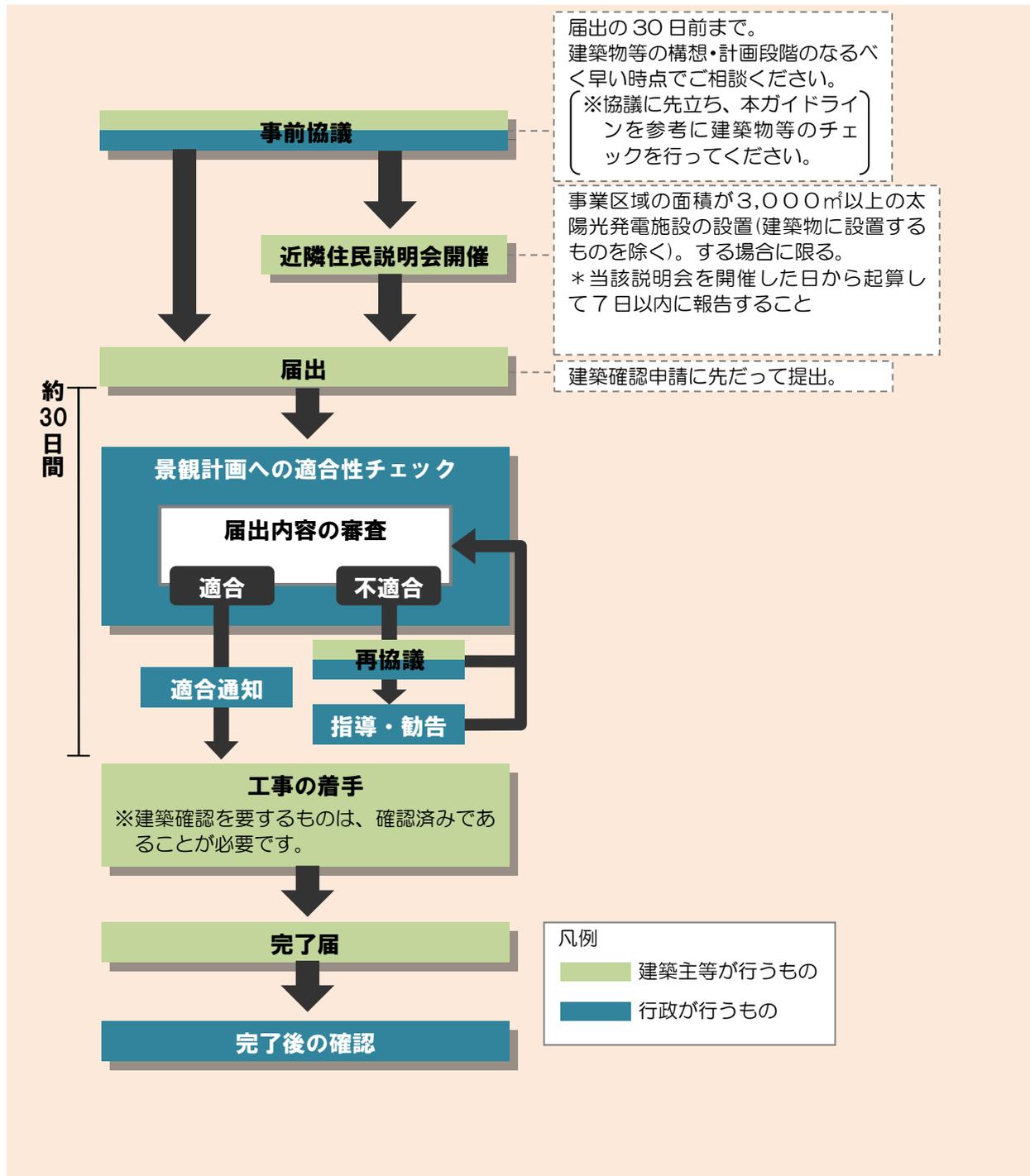
道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高等美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、又は文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

※：但し、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録文化財に指定されている樹木、県の指定文化財として指定されている樹木、又は仮指定された樹木については、適用しません。

届出と手続きの流れ

一定規模以上または、景観形成重点地区内の建築行為や工作物の建設の際は、あらかじめ景観法及び宇城市景観条例に基づく届出が必要です。また、届出が必要な施設等で、一定規模以上の外観を変更することとなる修繕、色彩の変更についても届出が必要です。



※届出をせず、又は虚偽の届出、届出から30日以内に工事に着手した場合（適合通知を受けた場合を除く）は、景観法第102条の罰則が適用されます。

宇 城 市

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL 0964-32-1111 FAX 0964-32-0110